

学校法人香川栄養学園
女子栄養大学短期大学部
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

女子栄養大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 香川栄養学園
理事長 香川 明夫
学 長 香川 明夫
A L O 児玉 ひろみ
開設年月日 昭和 25 年 4 月 1 日
所在地 東京都豊島区駒込 3-24-3

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		160
	合計	160

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

女子栄養大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月21日付で女子栄養大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神は明確に示されており、この理念を基に、食と健康に関する教育研究・人材養成・普及活動に専念している。建学の精神はウェブサイト等で学内外に広く表明している。生涯学習事業として家庭料理技能検定を行っている。この事業は文部科学省、農林水産省、厚生労働省の後援を受け、高校生を中心に毎年多くの人を受験しており、日本の食文化の理解・普及に努めている。教育目的は建学の精神に基づき、学則に「人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成する」と記載している。「学校法人香川栄養学園自己点検・評価委員会規程」及び自己点検・評価委員会「女子栄養大学短期大学部会」規程を設けており、「自己点検・評価報告書」を作成し、ウェブサイトで公表している。

栄養士養成を目的とする単科の短期大学として、卒業認定・学位授与の方針は明確に示されており、定期的に点検している。教育課程編成・実施の方針は明確に示されており、これに従って教育課程が編成されている。特に「総合教育プログラムⅠ」、「総合教育プログラムⅡ」、「栄養士活動特論」等を通して、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制がとられている。入学者受入れの方針は明確に示され、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。栄養士を養成する単科の短期大学として、学習成果は明確で具体性があり、栄養士資格の取得状況、就職率、GPA、各資格取得状況等により測定可能と判断できる。就職先と卒業生に対しアンケートを毎年継続しており、これらを踏まえ、リーダーシップ、問題解決能力、創造性、自主性を高める取り組みの検討がなされている。基礎学力が不足している学生が増加している中で、栄養士資格を取得して卒業できるよう、学習成果の獲得に向け、教員も職員も努力している。入学前学習、リメディアル教育、各種補習・補講、再試験、単位認定試験等、手厚い支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準に基づき適切に編成されている。また、助手及び実験助手、非常勤教員が適切に配置されている。専任教員の研究活動は、外部からの受託研究に学生を参加させるなどの工夫をすることで、教育課程編成・実施の方針に基づいた成果をあげている。「女子栄養大学紀要」は毎年発行されており、研究成果を発表する様々な機会を確

保している。FD・SD活動は、関連委員会諸規程を整備し、適切に実施されている。また、職員力の向上、自己啓発の促進を図る通信教育の受講に対して、補助制度が整備されている。事務組織及び学生の学習成果を支援する体制は確立されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、また図書館は適切な面積を有している。各館の入口にスロープ、1階に障がい者用トイレを設置して障がい者への対応に努めている。学校法人香川栄養学園防災対策管理規程、(駒込校舎)防災行動等管理マニュアル、大地震初動マニュアル(駒込キャンパス)を定め、火災・地震対策、防犯対策をしている。また、コンピュータ等の情報セキュリティ対策は適切に行われている。

財務状況は、過去3年間、短期大学部門では経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では収入超過で、余裕資金があり健全な財務状況を維持している。「学校法人香川栄養学園第二期中期計画」が策定されており、短期大学の将来像の明確な発信がなされている。

理事会、評議員会、常任理事会が定期的開催され、学校法人の運営は健全に行われている。理事長は、適切にリーダーシップを発揮しており、理事長として目指す学校法人経営について、基本的な方向性を示すことに努めている。また、理事長は学長を兼任しており、自ら教職課程の授業科目を担当するなど、教育に尽力している。なお、評価の過程で、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。監事は理事会、評議員会に加え、常任理事会にも出席し、積極的に意見を述べており、同時に理事の業務執行を適正に監査している。また、会計監査にとどまらず、業務監査の円滑な実施について検討を重ねている。評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、予算、事業計画、寄附行為の変更等について理事長を含め役員との諮問機関として適正に機能している。

学校教育法及び学校教育法施行規則に定められた教育研究活動の状況についての情報は、ウェブサイトにて広く公表されている。また私立学校法に定める学校法人の情報などについても、ウェブサイトで公表・公開されており、情報公開については適正に行われている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神を学内において共有するために1年前期に開講される必須科目「実践栄養学演習」において、学長自ら教鞭をとり、大学の歴史や建学の精神について説明しており、全学をあげて取り組んでいる。
- 生涯学習事業として家庭料理技能検定試験を実施し、毎年多くの高校生が受験し、食文化の理解・食育の普及に努めている。
- 地域社会との連携事業が多く、「としまコミュニティ大学」、「レストラン松柏軒」における「高齢者ふれあい食事会」、「あらかわ満点メニュー」の開発支援事業など、地域への貢献度が高い取組みとなっている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 基礎学力が不足している学生が増加している中で、栄養士資格を取得して卒業できるよう、学習成果の獲得に向け、教員も職員も努力している。基礎学力向上のため入学前学習、リメディアル教育、各種補習・補講、再試験、単位認定試験等、手厚い支援を行っている。
- 学習成果獲得のために独自の「PaCS テスト」を導入し、性格診断・コミュニケーション力、計算力・数学的思考力、栄養系生物・化学基礎学力、国語表現力・読解力、問題発見・解決能力などの伸長を測定している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 履修の手引きの一部に出欠による加点・減点を行っている記述があり、獲得した学習成果で評価するよう改善が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行状況についても記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 55 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神は明確に示されており、この理念を基に、食と健康に関する教育研究・人材養成・普及活動に専念している。建学の精神はウェブサイト等で、学内外に広く表明している。建学の精神を共有するために入学式で理事長、学長より建学の精神について説明されており、また1年前期に開講される必須科目「実践栄養学演習」において、学長自ら大学の歴史や建学の精神について説明している。

生涯学習事業として家庭料理技能検定を行っている。この事業は文部科学省、農林水産省、厚生労働省の後援を受け、高校生を中心に毎年多くの人を受験しており、日本の食文化の理解・普及に努めている。

教育目的を建学の精神に基づいて、学則に「人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成すること」と記載するとともに、学則には三つの方針と学習成果の評価方法を明確に定めている。また栄養士を養成する単科の短期大学として教育を行っており、学習成果を卒業生の栄養士資格取得状況及び就職率の高さなどから評価しており、十分な成果を出している。

教科教育以外の学習成果の可視化の試みとして、「PaCS テスト」を実施し、学生の2年間の学習成果について把握している。

三つの方針は学長の指導のもと、カリキュラム委員会での検討、教授会での審議を経て「女子栄養大学短期大学部教育および学生支援の流れ」の中に教育の目的及び方法として、体系的に記載されており、学則にも記載されている。学内外へは大学案内、ウェブサイト等で表明している。

「学校法人香川栄養学園自己点検・評価委員会規程」及び自己点検・評価委員会「女子栄養大学短期大学部会」規程を設けており、「自己点検・評価報告書」を作成し、毎年ウェブサイトで公表を行っているが、アセスメントポリシーの更なる充実と早い段階での実行が望ましい。PDCA サイクルとしては、各教員が個々の科目について半期ごとに授業評価などにより、学習成果の獲得状況を把握し授業改善に取り組んでいる。なお、授業評価については全科目について実施し、学生にもフィードバックしている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

栄養士養成を目的とする単科の短期大学として、卒業認定・学位授与の方針は明確に示されており、定期的に点検が行われている。教育課程編成・実施の方針は明確に示されており、これに従って教育課程が編成されている。CAP 制を導入し、年間に履修できる単位数の上限を定めている。「授業態度（欠席、遅刻等）」を成績評価に含めている科目がみられるので、その改善が望まれる。基礎・教養科目として「総合教育プログラムⅠ」、「総合教育プログラムⅡ」を配置するとともに専門科目の「栄養士活動特論」等を通して、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制がとられている。入学者受入れの方針は明確に示され、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。栄養士を養成する単科大学として、学習成果は明確で具体性があり、栄養士資格の取得状況、就職率、GPA、各資格取得状況等により測定可能である。栄養士資格の取得状況、就職率、併設大学への編入率等も活用され、ポートフォリオが導入されている。就職先と卒業生に対しアンケートを毎年継続しており、これらを踏まえ、リーダーシップ、問題解決能力、創造性、自主性を高める取組みの検討がなされている。成績の分布状況、学生調査や卒業生アンケート調査結果などを公表している。

基礎学力が不足している学生が増加している中で、栄養士資格を取得して卒業できるよう、学習成果の獲得に向け、教員も職員も努力している。基礎学力向上のため入学前学習、リメディアル教育、各種補習・補講、再試験、単位認定試験等、手厚い支援を行っている。

クラス担任制度を設けており、精神科医、カウンセラーによるカウンセリング体制がとられている。なお、学生全員に授業評価アンケートが実施されておらず、改善の余地がある。キャンパス・アメニティに配慮し、教務学生課とクラス担任が中心となり学生の生活支援を組織的に行っているほか、学園独自の奨学金制度を設けている。

就職支援については、就職対策会議が設置され、駒込就職課を中心に組織的に活動し、個別相談、学内企業セミナー等きめ細かなサポートを行っている。栄養士職採用内定者及び就職活動者を対象に、同窓会と連携し、アレルギー対応食のガイダンスを実施し、主に保育園児を対象としたアレルギー対応食の調理実習、講義を行い、保育園に栄養士として従事する際の心構えも指導している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に基づき適切に編制されている。また、助手及び実験助手、非常勤教員が適切に配置されている。

専任教員の研究活動は、外部からの受託研究に学生を参加させるなどの工夫をすることで、教育課程編成・実施の方針に基づいた成果をあげている。

研究及び倫理に関する諸規程を整備するとともに、APRIN e ラーニングプログラムの受講の義務付けなど、研究倫理を遵守する体制を整えている。「女子栄養大学紀要」は毎年発行されており、研究成果を発表する様々な機会を確保している。教授の研究室は「女子栄養大学・同短期大学部の研究室設置に関する規程」第3条により確保されている。准教授、講師が個別の研究室を持つことについては、同規程第4条により協議して定められている。「教員海外研修規程」、「国際交流センター学術交流に関する運営細則」、「カーティン

大学への研究者派遣に関する規程」などによって、専任教員の海外派遣をサポートする体制が整備されている。

FD 活動は「女子栄養大学短期大学部 FD 検討委員会規程」に基づいて適切に実施されている。学生支援の質向上、業務改善促進のための SD 研修会、ウェブサイトによる研修が実施されている。また、職員力の向上、自己啓発の促進を図る通信教育の受講に対して、補助制度が整備されている。事務組織及び学生の学習成果を支援する体制は確立されている。教職員の就業に関する諸規程が整備され、イントラネットにて全教職員に周知徹底されている。教職員の就業管理は、諸規程に基づき適切に行われている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準に定める面積を充足している。各館入り口にスロープ、1 階に障がい者用トイレを設置し、障がい者対応に努めている。図書館は適切な面積を有しており、蔵書数及び座席数等は適切に整備されている。施設設備は、諸規程に基づき日常的及び定期的に点検され、適切に維持管理されている。

「学校法人香川栄養学園防災対策管理規程」、「(駒込校舎) 防災行動等管理マニュアル」、「大地震初動マニュアル (駒込キャンパス)」を定め、火災・地震対策、防犯対策がなされている。コンピュータセキュリティ対策は適切に行われている。省エネルギー・省資源対策については、「管理標準マニュアル」を整備し、学内掲示やデジタルツールによって学内での啓発に努めている。学内 LAN 接続によってネットワーク環境が整備され、コンピュータ実習室や学生が自由に使用できるフリースペースに設置されたパソコンなどの情報機器は、セキュリティ体制のもとに研究、授業、学習に活用されている。

財務状況は、過去 3 年間、短期大学部門では経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では収入超過で、余裕資金があり健全な財務状況を維持している。「学校法人香川栄養学園第二期中期計画」が策定されており、短期大学部の将来像の明確な発信がなされている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事会、評議員会、常任理事会が定期的に行われ、学校法人の運営は健全に行われている。理事長は、建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」を体現するにふさわしい人物である。理事長は学長を兼任しており、自ら教職課程の授業科目を担当するなど、教育に尽力しており、その人望は厚い。副理事長、常任理事、副学長、学長室と、理事長兼学長をサポートする体制が整っており、そのリーダーシップによって、教職員の信望が得られ、良好な組織運営及び教学運営を行っている。学生に対しても、学術や芸術活動、課外活動や社会活動の成果を表彰する「学長奨励賞」を設けており、学内の意欲向上を図っている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は理事会、評議員会に加え、常任理事会にも出席し、積極的に意見を述べており、同時に理事の業務執行を適正に監査している。今年度から規程に基づき設置されている内部監査委員会との連携を強めており、会計監査にとどまらず、業務監査の円滑な実施について検討を重ねている。ただし、監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の

状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行状況についても記載することが必要である。

評議員会は私立学校法及び寄附行為の定めに従い、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、適正に運営されている。

学校教育法施行規則に定められた教育研究活動の状況等についての情報は、ウェブサイトにて広く公表されている。また私立学校法に定める学校法人の情報についても同様にウェブサイトで公表・公開されており、情報公開については適正に行われている。